八王子市雇用と福祉の一体的就労支援事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 アクション・プランに基づき八王子市と東京労働局及び八王子公共職業安定所が生活保護者等就労支援事業を一体的運営体制で実施するための協定(平成26年1月22日締結)により、必要な事項を協議するため、八王子市雇用と福祉の一体的就労支援事業運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 八王子市が市役所内に設置する「八王子就労サポート」の設置及び運営に関すること。
- (2) 前号のほか、前条の雇用、福祉等の施策を一体的に実施するために必要な事項 (構成)
- 第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 八王子市長
 - (2) 八王子市福祉部長
 - (3) 八王子市生活福祉担当部長
 - (4) 八王子市子ども家庭部長
 - (5) 八王子市産業振興部長
 - (6) 厚生労働省東京労働局長
 - (7) 厚生労働省東京労働局職業安定部長
 - (8) 厚生労働省東京労働局職業安定部職業対策課長
 - (9) 厚生労働省東京労働局八王子公共職業安定所長
 - (10) 厚生労働省東京労働局八王子公共職業安定所業務部長

(会長)

- 第4条 協議会に会長を置き、八王子市長をもって充てる。
- 2 協議会は、必要に応じ、会長が招集し、主宰する。
- 3 会長は、必要に応じ、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(検討会議の設置)

- 第5条 協議会の協議事項に関し、会長が必要と認めるときは、検討会議を置くことができる。
- 2 検討会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、八王子市福祉部生活自立支援課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。 附則

この要綱は、平成26年2月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。